

平成 20 年 5 月 19 日

各 位

因幡電機産業株式会社

代表取締役社長 守谷 承弘

(コード番号 9934 東証・大証第1部)

問合せ先

常務取締役管理本部長 片山 良一

(TEL 06-4391-1781)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり平成 20 年 6 月 20 日開催予定の当社第 60 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を変更するものであります。
- (2) 当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大規模買付者等に対して、当該大規模買付者等が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めめるために、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を導入することが当社にとって必要と考えており、また、かかる本プランの導入等にあたっては、株主の皆様の意思確認を行うことが望ましいと考えております。つきましては、株主の皆様のご意思を法的に明確な形で反映させるために、株主総会の決議により本プランの導入、変更、継続及び廃止を決定できるように、根拠規定として変更案第 20 条を新設するものであります。
- (3) 取締役会設置会社においては、新株予約権の無償割当てに関する事項は、会社法上は、取締役会の決議のみをもって決定することが可能であります（会社法第 278 条第 3 項本文）が、本プランの一環としての新株予約権の無償割当てを行う場合につきましては、取締役会決議のみによって決定するのではなく、株主の皆様のご意思に基づいて決定するため、①株主総会決議により新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するか、または、②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権の無償割当

てに関する事項を決定することを取締役に委任していただくことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、上記①または②の方法によることが可能となるように、根拠規定として変更案第 13 条を新設するものであります。

なお、変更案第 13 条第 2 項は、本プランの一環として新株予約権の無償割当てが行われる場合には、新株予約権の内容として、本プランに定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、かかる一定の者以外の者のみから取得する旨の取得条項等を定めることがあることから、この旨をあらかじめ明らかにするものであります。

(注) 本プランについては、本日付で別途開示しております「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）についてのお知らせ」をご参照下さい。

- (4) 上記条文の新設に伴い、現行定款 13 条から 18 条までの条数をそれぞれ 1 条ずつ、19 条から 44 条までの条数をそれぞれ 2 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>電気機器および同部分品の製造ならびに販売</u></p> <p>(2) <u>照明機械器具、通信機械器具、工作機械器具、冷凍空調設備機械器具、理化学機械器具、光学機械器具、医療機械器具、車輛用機械器具、瓦斯器具、空調用被覆銅管、配管化粧カバー、防震材、制御機器、計測機器、搬送機器、防火機器、防犯機器、厨房機器、オフィスオートメーション機器、家庭用電気製品、電線・ケーブル・光</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>電気機械器具、情報通信機械器具、一般機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、医療機械器具、瓦斯器具、給水・排水設備機器の設計、製造、加工、施工、保守ならびに販売</u></p> <p>(2) <u>電子部品・デバイス、プラスチック製品、金属製品、建築材料の設計、製造、加工ならびに販売</u></p>

<p>ファイバー応用機器の製造ならびに販売</p> <p>(3) 前各号物品の設計、施工、据付、加工、保守</p> <p>(4) 文具、玩具、スポーツ用品、貴金属、健康機器、写真機、時計、衣服、靴、装身具、かばん、美術工芸品、食料品、日用雑貨品の販売</p> <p>(5) 前(1)(2)(4)号物品の輸出入業</p> <p>(6) 電気工事業、電気通信工事業、管工事業、機械器具設置工事業、土木一式工事業、建築一式工事業、鋼構造物工事業、消防施設工事業の設計施工および工事監理、請負</p> <p>(7) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>(8) コンピュータによる計算業務</p> <p>(9) 総合リース業</p> <p>(10) 生命保険の募集に関する業務</p> <p>(11) 損害保険代理店業務</p> <p>(12) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業</p> <p>(13) 倉庫業および一般区域貨物自動車運送業</p> <p>(14) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(15) 有価証券の保有および運用</p> <p>(16) 経営のコンサルタント業務および各種企業、団体に属する社員の研修業務</p> <p>(17) イベントの企画および広告業ならびに出版業</p> <p>(18) 工業所有権および映像、文芸、美術、音楽に関する著作権の取得、譲渡ならびに貸与</p> <p>(19) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(3) 各種商品の販売</p> <p>(4) 前各号物品の輸出入業</p> <p>(5) 電気工事、電気通信工事、管工事、機械器具設置工事、建築工事、消防施設工事の設計施工および工事監理、請負</p> <p>(6) 不動産の売買、賃貸借、仲介および管理</p> <p>(7) 情報通信サービス、情報処理サービスおよび情報提供サービス</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(8) 損害保険代理店業</p> <p>(9) 労働者派遣事業</p> <p>(削 除)</p> <p>(10) 旅行業法に基づく旅行業</p> <p>(11) 有価証券の保有および運用</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(12) 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(新株予約権の無償割当てに関する事項の決定)</p>
--	--

	<p><u>第 13 条</u> 当社は、新株予約権の無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p>2. 当社は、第 20 条第 2 項に規定する当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の一環として、前項に基づき新株予約権の無償割当てに関する事項を決定するにあたっては、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。</p> <p>(1) 当該対応方針に定める一定の者（以下、「非適格者」という）が新株予約権を行使することができないこと。</p> <p>(2) 当社が非適格者以外の者のみから新株予約権を取得し、これと引き換えに当社の株式を交付することができること。</p> <p>(3) 当社が非適格者から新株予約権を取得し、これと引き換えに金銭等を交付することができること。</p>
<p>第 13 条 （条文省略） 第 18 条 （新 設）</p>	<p>第 14 条 （現行定款のとおり） 第 19 条 （決議事項） <u>第 20 条</u> 株主総会においては、法令または定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</p> <p>2. 前項における「当社の株券等の</p>

<p>第 19 条 ↳ (条文省略) 第 44 条</p>	<p><u>大規模買付行為に関する対応方針</u>とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、「導入」とは、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>第 21 条 ↳ (現行定款のとおり) 第 46 条</p>
--	---

(注) 上記変更案は本日開催の取締役会で決議した内容ではありますが、本定時株主総会に上程する際には、上記変更案の文言等の修正等を行う場合があります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 6 月 20 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 6 月 20 日 (金曜日)

以 上